

地域と農業

会報

第 47 号

Aug. 2002

Autumn

特集

1、米生産調整をめぐる新たな展開
2、生産現場からの視点で

北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて日本の食糧基地北海道の営農ライフラインを支えます。

株式会社
ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

- 函館支店／函館市昭和3丁目16番3号 ☎0138(41)1994
- 岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
- 旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
- 稚内支店／稚内市大字声間村字コエトイ5804番地 ☎0162(26)2111
- 網走支店／網走市呼人382番地 ☎0152(48)2111
- 深川営業所 ●東天北営業所 ●北見営業所

伝えたい想いを、
確かな私たちで伝えます。

お客様のニーズを的確にキャッチし、
必要なことをホットに、スピーディーに伝える。
私たちが目指すのは、コミュニケーションの原点です。
人と人、人と企業をつなぐ力。私たちは総合印刷会社です。

スピード
■ Speed

高品質
Quality ■

ローコスト
■ Low cost

高精度
Correctness ■

TOTAL PRINTING

株式会社 **須田製版**

札幌市西区二十四軒2条6丁目
旭川・釧路・苫小牧・滝川・東京・埼玉
須田製版の詳しい情報は、インターネットでもご覧になれます。http://www.suda.co.jp

(011)621-0275

地域と農業

Vol.47

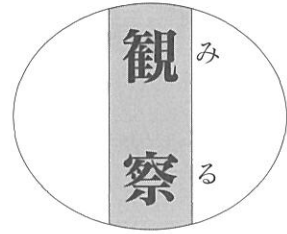
表紙写真：士別市

提供：山田 精一



目次

-
- 2 **みる** **観 察** 「農協の地域化」を考える
常務理事 増田 幸雄
-
- 7 **特 集** 米生産調整をめぐる新たな展開
(社)北海道地域農業研究所
常務理事 黒澤 不二男
- 14 生産現場からの視点で
JAいわみざわ 理事 倉知 拓野
-
- 18 **ときの話** 「トラスト運動」のウエーブ
禿 老 児
-
- 20 **寄 稿** 「中食」の発展にみる食生活と
消費者意識 (後編)
札幌大学経済学部岩崎ゼミナール 大湊 寿隆
-
- 27 **Essay** 「北海道大好きな旅」-その3-
食農わくわくねっとわーく北海道
事務局 長尾 道子
-
- 31 **連載 No.30** あのマチこのムラ地域おこし活躍中
東藻琴村の事例
特別研究員 木村 正洋
-
- 39 掲示板・DATA FILE
-



「農協の地域化」を考える

(社) 北海道地域農業研究所

常務理事

増田 幸雄

一、北海道は准組合員王国

全道的に農協の総組合員数は近年横這いの傾向である。離農の進行によって正組合員は減少しているが准組合員が増加しているからである。即ち正組合員は平成六年の一一万一、八二四人から平成十二年は九万六、三二五人と一万五、五〇〇人、一四％も減少しているのに対し、准組合員は一万九、四〇〇人、九・三％増加しているからである。

また、総組合員に占める准組合員の比率は七〇％に達しており、その構成比率は年度毎に高まっている。しかも准組合員数は正組合員の約二・三倍に達している。この数値はダントツに全国一高い准組合員比率である。数字だけをみれば北海道は准組合員王国なのである。

全国的には准組合員比率が五〇％以上の農協は二一・七％であるのに対し、北海道は四八・二％にのぼっている。何故本道の准組合員比率が高いかは「加入を積極的に奨めている」「加入希望者は認める」とする積極派の農協が五六・三％も占めているからである。

二、農協の地域化

ただし、「農協の地域化」という言葉は農協界では定着していない。むしろこの言葉を使う関係者は稀であろう。この言葉は農業を主体とする職能協同組合としての農協と一九七〇年代から農業構造の変質によって都市化に呼応して論議されてきた「地域協同組合」との中間的意味合いである。

即ち、「農協の地域化」は職能組合として農業活動を主体とする

本道 J A の組合員の動向

単位 (人)

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
総組合員数	318,277	322,506	323,903	323,703	323,114	323,061	322,156
内准組合員数	206,453	212,830	216,736	220,046	222,889	225,446	225,841
内正組合員数	111,824	109,676	107,167	103,657	100,225	97,615	96,315
准組合員比率	64.9%	66.0%	66.9%	68.0%	69.0%	69.8%	70.1%
准組 / 正組比	185%	194%	202%	212%	222%	231%	234%

J A 要覧

が地域社会及び住民への貢献も同時に行うという考え方である。

「地域協同組合」の法的妥当性・根拠としては農協法における准組合員制度の採用と事業領域の規定である。即ち農協という職能組織とは全く無関係な地域住民を自益権のみで准組合員という資格で加入を容認していることと法第十条の事業領域が農業面の事業に限定されず、非農家領域にわたる多様な領域に及んでいることである。いわば日本の農協は特異な制度が採用されているのである。

この地域協同組合論は昭和四〇年代中期に兼業化及び都市化の進行に対処して、農協の基本的組織形態は職能的協同組合から地域的協同組合に転換すべきとする意見である。

これに対し、地域協同組合推進者と、この理論の批判者との間で激しい論争が展開されてきたという歴史をもつている。

地域協同組合論に対し北大の太田原教授は著書「系統再編と農協改革、一九九二年発行」の中で「地域協同組合論とは、農協は農業協同組合であることを止め、職能に限定されない地域住民の協同組合に編成替えるものである」、「また地域協同組合論の特徴は、「農協法第一条の撤退ないし改正を主張し、特に「農業生産力の増進」を目的とすることに反対している」と述べており、地域協同組合の性格を端的に表現している。

一方、当時の農水省の見解は、「農民の協同組織体の担うべき役割が一層重要となることに鑑み、「農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上をはかる」ための農民の協同組織体としての農協の目的及び性格は堅持すべきである」とし、地域協同組合に對しては否定的見解であったが、今日ではそれを認めざるを得ない状況

のようである。

これに対し全中は「本質的には、農協が農民主体の協同組織であることを再確認し、併せて、地域協同体としての機能が發揮できるように措置する」とし職能組織としての機能と地域協同組合の機能を併せ持つ農協の方向性を打ち出している。

その後、全国農協大会において、日本農業の方向づけとしての農業基本構想及び生活事業に取り組む姿勢と事業を明らかにした生活基本構想（一九七〇年）を決議し、農業面と生活面の二正面路線



ゆりねの収穫

を定めた。かつ後者の中で地域社会建設という課題を提起している。この路線は地域協同組合化を肯定したものであり、従来の職能組合に加え、地域を視点に当てた農協運営を行うという路線転換を系統組織として初めて認知したのものとなっている。

さらに、全中は第一九回全国大会（一九九一年）において「農業農村振興を、快適なわがむら・まちづくり、運動（略称地域づくり運動）」を初めての運動として決議し、その後の大会でこの運動を継続し、発展させることを決議しており、一層地域協同組合化の方向に傾斜してきている。

さらに、一九九五年原則の一つである「地域社会への係わり」に対する全中の見解は、JAにとっても高齢者福祉問題や地域環境問題が重みを増していくなかで、「JAが益々地域社会に欠かせないものとして認められ、喜ばれる存在になれるのか？この原則はそういう問いかけを提起しており、JAが単体として、またグループとして、自ら展望を切りひらいていく契機として、この原則を実践していくことが期待される」としている。

農協が取り組む地域社会及び住民に貢献する事業は生活・文化事業及び信用・共済・生活購買事業等である。これらの事業は農家組合員と地域住民の共通の事業として取り組むことが可能である。

生活文化事業に取り組む必要性について「農協組合員を対象として生活文化事業に取り組むことは、協同組合の基本的任務である。特に文化面で取り残されている地域におけるこの活動は自治体だけでなく、協同組合の任務である」（太田原教授）、またレイドロウ氏も協同組合は単なる組合員の利益を越えたところに目的を持っているとして「知的・精神的要求の充足」の重要性を指摘している。さらに一九九五年原則では「協同組合の地域社会への貢献に対する特別の責任」を強調している。「協同組合は、第一義的には、その組合員の利益のために存在する組織である。協同組合は組合員と深

く結びついている。しかし、多くの場合、特定の地理的空間の中で結びついているため、組合は組合員の形成している地域社会とも結びついていることが多い。そこで、協同組合は「経済的・社会的・文化的な意味で一地域社会の発展が持続することを確実にしていく特別の責任を持っている」として地域社会への貢献を謳っている。

三、北海道における「農協の地域化」

北海道はもともと職能組織として農業一筋にがんばってきた地域であり、その功績は高く評価されている。今後においても農業の職能組織であることは当然であるが、農業・農村環境の変化により、「地域化」に対応せざるを得ない農協が多くなっていると思われる。北海道において「地域化」に取り組む必要のあるところは都市化地域と過疎化地域である。それらの理由を五点に要約しておきたい。

(一) 組合員意識は営農から生活主体に変化

組合員は農協運動の目標は営農と生活の向上であるが個の確立意識のためにより、生活・文化事業重視のニーズが顕在化しており、そのニーズに対応しなければならぬ。即ち農家組合員と地域一般住民の意識に共通性もたれ、地域ぐるみの生活事業の展開が可能な土壌ができてきている。

(二) 准組合員に対する事業対応と加入拡大

地域住民を単なる取引対象として、無原則に准組合員化すること

は慎むべきであろう。当面の課題は、組合員の過半あるいは無視しえない比率に達している地域では准組合員に対する実質的な対応措置を講ずることが必要である。このことが効果を生み、地域化が軌道に乗った段階で員外利用制限の関係からも准組合員の一層の拡大を図る必要がある。

また、農協が地域社会に貢献するものとしては次の事業が想定される。

- ①高齢者福祉
- ②生活物資供給
- ③生活及び企業資金供給
- ④生活保障
- ⑤健康管理活動
- ⑥生活文化活動
- ⑦長期生活設計活動
- ⑧生活関連相談事業
- ⑨地域連帯事業、等

(三) 農協経営の安定化の必要性

本道の離農は毎年二、〇〇〇戸程度で進行し、さらに、今後四〇%に及ぶ高齢農家の五月雨的リタイヤが近い将来予測され、農協の組織基盤の脆弱化による事業拡大の限界、経営収支の悪化が益々深刻化する。地域及び地域住民に対する事業等の展開は農協のイメージ効果やサービス効果などが発揮され、准組合員加入及び経済事業の利用が拡大することは実践農協において証明されている。

地域指定別市町村数

支庁名	町村数	都市化			過疎化	
		未線引都市 計画区域数	割合	線引都市計 画区域数	指定地域	割合
石狩	10	7	70.0	6	2	20.0
空知	27	16	50.0		24	88.9
上川	24	12	50.0	3	18	75.0
留萌	9	3	33.3		9	100.0
渡島	17	9	52.9	4	10	58.8
檜山	10	3	30.0		10	100.0
後志	20	6	20.0	1	16	80.0
胆振	15	10	66.7	4	6	40.0
日高	9	3	33.3		5	55.5
十勝	20	12	60.0	4	14	70.0
釧路	10	6	60.0	2	8	80.0
宗谷	10	3	30.0		9	90.0
網走	26	11	42.3	1	20	76.7
根室	5	2	40.0		1	20.0
計	212	103	48.6	25	152	71.7

(四) 都市化の進展と地域貢献

次に都市化の状況であるが本道二二市町村のうち、都市化地域が二八市町村、六〇・四％である。このうち、線引都市計画区域が二五市町村、一一・八％である。都市化した農協は職能組合を継続することの意味が薄くなる。従って地域協同組合の性格を強く持ちつつ、地域社会に欠かせない存在として地域貢献を果たすことが重要である。

(五) 過疎化の進展と地域貢献

また、一方過疎化地帯は本道全市町村の七二％にも達している。(同一市町村に都市化と過疎化区域がある事に注意) 後継者や新規就農者を確保するためには少なくとも「ここに住みたい」という意欲の沸く活性化された地域であることが必要である。過疎化と担い手の確保とは相関関係があり、過疎化が進行するほど後継者の確保が困難となろう。従って「農協の地域化」に取り組み、地域社会に欠かせない存在として地域活性化に貢献することが期待される。

最後に、現在のJA綱領の中に、「環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」として農協が地域社会の貢献を謳うに至っていることを注目したい。

米生産調整をめぐる新たな展開

(社) 北海道地域農業研究所 常務理事 黒澤 不二男

平成十四年産米の収穫も終盤を迎えている。しかし、収穫作業に取り組む農業者の顔に喜びの色はほとんど見られない。

八月の日照不足と低温の影響が予想外に大きく、作況は「不良」または「やや不良」と伝えられている。登熟のバラツキから品質低下も懸念されている。

また、九月末の自主流通米の第四回入札結果では、「wholesale」、「ほしのゆめ」は共に昨年同期の価格を千五百円以上下回る落札となった。全国作況は現在一〇一程度と予測されていること、これに加えて昨年産の持ち越し分も含めて過剰基調が続く見通しから、北海道産米にとって厳しい環境が続くと考えられる。

さらに、平成十四年は近年の稲作をめぐる極めて重要な転換点として位置づけられる。それは、昨十三年十一月に農水省が決定した「米政策の見直しと当面の需給安定のための取り組み」に基づき、生産調整のあり方等について幅広く検討するための「生産調整に関する研究会」(座長：東大生源寺真一氏)が一月に発足、以降、企画

部会、生産調整部会、流通部会の三部会のもとで現地検討会を含めて三九回の協議を経て、その結果を「米政策の再構築に向けた中間取りまとめ」(以下、「中間取りまとめ」として六月末に提示した。予定では、近々中に「検討会」が再開され、最終的な取りまとめ協議に入ることである。これと前後して十一月末頃から年末には、個別具体策と実行プログラムからなる「改革大綱(案)」が政府・与党によってまとめられる。

この段階の後、国会等の審議にかけられるが、スケジュール的に平成十五年度実施は困難で、平成十六年度施行になるものと考えられる。その間、各関係者の間で精力的に検討がなされ、この十月初旬には、JAグループは「米政策の改革とJAグループ米事業改革の具体案」(生産調整参加者で構成する「生産調整実施者集団」の創設等が骨子)を取りまとめ、組織討議案として提起した。いずれにせよ、これから論議が白熱化するものと考えられる。本稿では、この「中間取りまとめ」の論議の経過を取り上げてみたい。



一、「中間取りまとめ」に見る米政策の検証

現行米政策の検証にあたり、「米政策研究会」では、その視点として以下の三点を設定している。

(一)メッセージ（政策内容）が分かりやすいシステムかどうか
この点に関しては

①生産調整が複数の政策目的を追求し、「誰のための、何のための生産調整か」というメッセージが伝わっていない。
②「食糧法」下に於いても国の関与が「食糧管理法」と変わらないことの認識。

③価格暴落の防止効果しか持ち得ない生産調整を「価格維持のため」として推進。
④生産調整の助成体系が極めて複雑なことを課題として指摘している。

(二)費用対効果が明確になる効率的なシステムかどうか
つきに、効率的であるかに関しては

①「稲作経営安定対策」と転作物物への助成を同時に行うなど「アケセルとブレーキを同時に踏む」ような面に起因する非効率。
②需給動向を反映しない生産調整の配分が、調整倍保管につながることも、リベート支出、不正表示等を誘発。

③調整目標面積を到達しても豊作によって生産調整効果が減殺さ

れるところである。

(三) 政策の決定プロセスや運営状況が透明なシステムかどうか
この透明性に関しては

①生産調整の配分基準が不透明。

②生産者の実感しにくいところで配合飼料用処理などを行うため
市場のシグナルが伝わらないことが課題として指摘されている。

一、検証結果を踏まえた米政策再構築の視点

三点の検証を踏まえ、以下の七つの要件が満たされる必要がある
としている。それは、

- (一) 主体的な経営判断（自己責任）が尊重される
- (二) 需要に見合った売れる米づくり（需要の見極め、消費者・
実需者の視点重視、マーケットへの対応）が行われる
- (三) 関係者の創意工夫（役割分担）がなされる
- (四) 地域の特徴ある農業の展開が期される
- (五) 水田農業の構造改革が促進される
- (六) 公平・不公平の問題について対応がなされる
- (七) セーフティネットが整備される

この七つの要件を踏まえ、現行の米政策を検証した場合

(一)の（主体的な経営判断）に関しては、配分された面積をこな

すことが至上命題化し、水田農業の構造改革等を阻害してい
る。

(二)の（需要に見合った米づくり）に関しては、価格志向の
強まり、業務用・加工用需要の増加等に対応できていな
い。

(三)の（関係者の創意工夫）に関しては、現行の仕組みでは生産
面積そのものが拘束され、有機栽培、減農薬栽培等に取り組
みにくい。

(四)の（地域の特徴ある農業の展開）に関しては、生産調整の推
進に膨大なエネルギーが取られ、市町村独自の農業政策の展
開ができないこと。

(五)の（水田農業の構造改革）に関しては、現段階では、構造展
望（二〇一〇年）の実現のメドが立っていないこと。

(六)の（公平・不公平）に関しては、生産調整面積の配分をはじ
めとして、生産段階及び流通段階で様々な不公平と不公平感
が発生していること。

(七)の（セーフティネット）に関しては、生産調整参加メリッ
ト措置として導入された現行の「稲作経営安定対策」につい
て、所得確保の役割も課せられ、整理する必要があることな
どが確認されており、上記の要件とは、全く「逆」の状況が
結果として生じており、これが米及び稲作農業をめぐる閉塞
的状況の要因という認識に立つて、現行米政策全般を見直す
べきことの提起を行っている。



三、対応の基本方向と改革案のフレーム

(一) 対応の方向

- ①米についても、消費があるところに生産がある（需要に見合った「売れるものを作る」）という当然の意識の醸成が先決（余りものに値なし）である。
 - ②需要量に見合った生産のため、供給量を調整する手法として、数量による調整を基本とする。米づくりの本来あるべき姿を念頭に需要量（売れる米の量）を前提とした地域・農業者の取組ができるシステムを構築する。
 - ③需給調整をする場合の米づくりについては、農業者に対し、正確な情報を提供した上で、農業者が、過剰や価格下落等のリスクに対しても、主体的な経営判断に基づいて対処するような仕組みが望ましいとしている。
- なお、この仕組みを構築するに当たっては、次のような指摘を十分踏まえる必要がある。
- ・ 仕組みを導入するに当たっては、農業者の十分な理解を前提とすべきである。
 - ・ 生産量が一定量を超えた場合には、価格が下がる可能性があることを受け入れることを前提に農業者が経営判断する仕組み（例えば、主体的な経営判断に基づいて、デメリットを受け入れ

ることを前提に需給調整に参加しないか、セーフティネットに参加して需給調整を行うかどうかを農業者自らが経営判断しつつ、全体として需要量に見合った生産を確保する仕組みが望ましい

・地区達成要件のような集団主義的なアプローチは限界であり、強制感の少ない仕組みが望ましい
・構造政策や地域の特徴ある農業展開等に対しても副作用の少ない仕組みが望ましい

④三〇年も前の水稲作付面積を引きずっている現行の配分のベースをリセットする。

⑤メリットが感じられる簡素な助成の仕組みとして、米の供給調整と特色ある地域農業の振興を区分して考える。

⑥主業農家と副業的農家の違い等、性格の異なる農業者の扱いについては、施策の役割、位置づけを明確にした上で、施策を区別する。

⑦農業者が経営判断のベースとなる情報を的確に得ることができるよう、

・情報が伝わりにくくなっている系統米事業方式の見直し
・必要な情報が効果的に伝達されるシステムの構築を行う

(二) 改革案のフレーム

まず、「あるべき姿」に向けた需給調整のシステムとしては、以下の七つの項目について方向性を提示している。その概要を紹介してみよう。

①客観的な需要予測

需要予測については、前年の需要実績（価格対応できたもの）を基本として可能な限り客観的な指標に基づき予測値とする。

②第三者機関による調整システム

需給調整を「透明性ある公正・中立な第三者機関」に委ね、国等はこれをバックアップする。

③供給量調整手法の検討

ポイントとしては、生産しない量（ネガ）に着目か、生産する量（ポジ）に着目するのかがということ、生産数量そのものに着目かどうか（数量か面積か）ということ、実施者や実施地区の確認を行うかどうか（管理か調整か）の選択となるが、現行の「ネガ・面積・管理」から「ポジ・数量・調整」を基本とする。この方向を受けて、研究会事務局では、検討素案として、以下の四つのパターンを提示している。

(ア) 現行方式改善型「現行の転作作物にたいする反別・個人方式を基本的に踏襲しつつ簡素化等の改善を実施するもの」、(イ) 参加者支援型「数量調整に参加した生産者に対して一定の助成（価格下落時における直接支払い等）を行うことにより需給均衡を実現」、(ウ) 地方交付金型「地方公共団体等に対する交付金を交付し、地域の裁量により望ましい米づくりや水田営農の実現のために活用」、(エ) 市場重視型「市場による需給均衡を図ることを基本」

④地域で選択可能なシステムの構築

画一的な施策実施を実施してきた反省に立ち、転作作物の選定

助成金単価の設定等の仕組みの設計について各地域の実情に応じたものにする。

⑤ 性格の異なる農業者に対する扱い

需給調整そのものに対する直接的メリット措置を講ずる場合は、主業農家、副業農家等の区分はしない。ただし、総合的な経営政策等では、役割・位置付けに応じて扱いを区別する。

⑥ 基本システムの継続

需給調整の基本システムは実施期間中は変えない。

⑦ 系統米事業方式の変革

農業者の主体的な経営判断を前提とした方式に変革する。

四、備蓄・調整保管、

経営施策等をめぐる改善方向

◆ 備蓄に関するポイントは

(一) 備蓄水準の判断時期は端境期直前の六月末とし、備蓄量は常時一〇〇万ト程度を保有となるよう運営する。

(二) 備蓄については、「需給調整」とは、切り離れた形で運営し、国民の理解の促進と透明性の確保を図る。

◆ 調整保管に関するポイントは

(一) 生産面における「売れる米づくり」の徹底により、一時的な流通量調整を行うという「調整保管」の役割を明確にする。

(二) 決定プロセスや運用状況に関する透明性の確保が可能なシス

テムを構築する。

(三) 一律的な配分ではなく、需要に応じた調整保管の仕組みを構築する。

◆ 経営施策に関して

(一) 総合的な経営政策の構築については、「育成すべき農業経営」が諸施策を活用しつつ、自らの経営判断と創意工夫によって経営改善に取り組めば、他産業並みの所得を確保することが可能となるように①育成すべき農業経営の範囲を明確にし、それらの者に対して、生産性の向上、コスト低減、付加価値向上等に関わる農業経営の各行程に対応した支援策を集中化する。②政策手法について、補助のみならず、金融・税制(経営承継、負債対策も含む)を含めた総合的経営政策をシステムとして構築する。

(二) 需給調整への参加メリットの明確化を前提に現行「稲作経営安定対策」を廃止する。これは、現行稲経の有している経営安定機能が必要と判断される場合には、担い手に対する当面の経営安定対策が担う方向で検討する。

むすびにかえて

まさに、日本の食糧問題の根幹と稲作経営の命運を左右する「新たな米政策」のフレームが提示されたと受け取りたい。その検討の過程、手法等については、従来の施策立案のパターンとは異なっ



議論の過程の公開とパブリックコメントの実施など国民各層の幅広い声を汲みとりたいとする取り組みを評価するものである。しかし、問題の重要性、複雑性もあつてか、現状認識、対応の方向、基本的考え方の論議の随所に出てくる、「切り口」や「視点」という言葉の意味する内容についてやや難解に感じた向きも多かったのではなからうか。

提起の内容についても、その具体的内容については今後の論議に委ねられている部分もあつて現段階で評価を留保せざるを得ない点も多い。例えば、試案として提起されている四つの調整手法のパターンについても内容が漠然としている他、パターンの区分の次元が異なっているため比較検討が困難と感じたが、今後の論議活発化の誘い水とも受け取られる。また、核心となる「客観的な第三者機関」のイメージも明確でないこと等、また並行的に検討されている「経営所得安定対策」の一步踏み込んだ内容（試案）が出てこなければ、「稲作経営安定対策」の廃止と言われても判断ができないのではなからうか。言つてところの「セーフティネット」に命を委ねられるかどうか迷わざるを得ない。このように多くの課題を内包しているが、随所に見られる「透明性」、「自己責任」、「売れる米」などのキーワードを見れば、今後の研究会（農水省事務局も含めて）のスタンスを感じることが出来る。疑義・反論を、たんなる否定ではなく、明確な「対案」という形で地域から提起することが強く求められている。その意味で、JAグループが組織討議原案として取りまとめた提案を評価すると共に論議への積極的参加を提唱したい。

生産現場からの視点で

「麦・玉葱がよい年は米が悪い」―当地区でよく口にされるこのジンクスが、今年もそのとおりとなった。十月第一週、米の収穫作業はほぼ終了し、農協の集荷ターミナルへは乾燥・調整された米が続々と集まっているが、荷受検査を見つめる生産者の表情は冴えない。

今年も出穂・開花期の天候には恵まれなかった。加えて九月上旬からの登塾期後半は一転して晴天が続く、予測を越えた早ばつ傾向となり、青未熟粒が完熟できぬまま水分が抜ける形となった。冷夏だった故かカメムシの食害はほとんどなく、防除は最低にとどめることができたものの、奇形粒は多く、例年に比べて多い胸割れ粒は、刈取前に発生していると思われる。網下を除いた収量は平年をやや下回ると思われ、一等品位は一割程度、大半は色彩選別が必要と推測されている。

また昨年とは打って変り、自由米の買付業者の動きがほとんど見られず、荷受検査の判定に腹を立てた生産者が、自由米に出す！

J A いわみざわ 理事 倉知 拓野

と持ち帰ったものの行き場がなく、農協職員のフォローで再び出荷した、という笑えぬ話も聞かされる。また本年産の仮渡し金(荷受検査での品位格付けと推定重量で算出)は、一等品位でざらら一万二、〇〇〇円、ほしのゆめ一万二、三〇〇円と、前年比それぞれ六〇〇円、八〇〇円安となった。米の消費減退感がズシリと重くのしかかってくる。

こうした中、先頃発表された食糧庁、生産調整研究会の「新たな米政策を考える「中間報告」」。過去三〇年を経た水田転作のさまざまな課題を整理、改革の方向を提示して、平成十六年から新たな政策の実施を目指すとされた。

これを受け、空知地区では研究会の生源寺座長を招き、J A の組合長会主催による意見交換会が去る九月十四日に開催され、二〇〇名余りの生産者、J A 担当者などが座長の説明に聞きいった。会場からは「具体的施策はまだ何も見えない」というつぶやきが聞かれ、質疑では政策提案はおろか、発言はわずかにとどまった。

倉知 拓野 (くらち たくや) さん



- 1947年 生まれ
 - 1970年 立命館大学卒業
 - 1975年 家業を継ぎ就農
 - 1987年 札幌市から岩見沢市へ移転就農
 - 1999年 いわみざわ農協 理事
- 現在 北海道地域農業研究所 幹事

生産現場から、自ら改革の方向を示すことができないもどかしさを、会場の人達は感じ取っているように私には見受けられた。もはや我国の人口動態から見ても米の消費減は避けられないものであり、米生産の構造転換に向けて、長期的な展望を図る必要が一人ひとりの生産者に迫られている。では構造転換に向け、政策に何を求めるべきか、私見だがまとめてみたい。

一、カルテルという表現の異和感

中間報告では、米の生産調整は一種のカルテルという表現が使われた。もちろん、これは生産者の利益を守るという側面はあるものの、主食たる米の適切な量を計画的に生産しようというのは、生産者側の一方的な利益のためとは言えない。もはや今後は、この質量を、この地域の、誰に作ってもらいたい、という実需のニーズへの対応が、その年、その地域の適正生産量となるのではないか。私企業におけるカルテルという概念とはニュアンスを異にすると思われ、消費者不在と受け止めかねられぬ表現には異和感をおぼえる。さらに言えば、自然相手の産物だけに結果として豊凶による計画のブレは必ず生じるのであり、その対処を、正確な数字と情報に基づいて生産者と講ずる事こそ行政の役割とすべきではないか。生産者側とは別に、危機管理の面からも客観的な指針を示す責任を行政に持つてもらいたい。「国は生産調整から手を引こうとしている」といった反発の真意もそこにあると思う。

二、選択型の生産調整は可能か

新たな米政策が、現行の「水田農業経営確立対策」の計画年を一年前倒して実施を目指している理由は、もはや今の対策が限界に達しているからにほかならないからだ。もはや選択型が可能か、という不安よりも、そこへ移行せざるを得ない、というのが私の結論であって、研究会の提示に賛同したい。従来半ば強制的転作があつて初めてそれに背を向け、米を作る事が可能となつていて、という側面もある。さらに米においても生産と消費が顔の見える関係にとつて流れ、消費者のニーズの高まりは増すと思われ、それを止める事はできない。そういう意味の適地適作がさらに求められている。買い手があつて初めて生産が可能であるという経済原則に対し、まだ認識の甘い部分があるが、農業分野にはあるのかもしれない。

選択型が可能となるには、繰り返すが適切正確な情報が不可欠であり、これが恣意的なものであつたり特定の利益に傾くものであつたら、たちまち混乱に陥る事は言つまでもない。従つて転作へのメリット措置、加算条件は地区達成要件を取り外すのが筋だつて。

三、どのようなメリット措置がベターか

土地を転作助成金の支払いのベースとするのは、水田構造の転換、畑作本作物という目標から確かに問題がある。しかし水利費の改良

区負担相当はどうか考えるべきか、これは基本額として土地ベースにすべきではないか。また、現行のとも保障は地域の自主性を発揮できる部分が効果的に現れておらず、見直しは必要であらう。

ポイントとなる経営確立助成の、細かな面積要件を、もつと簡略化できないか、特に集積型の集団タイプの面積要件の縛りが実効的な営農集団の結成、運営にとつて逆に障害となる要因であつた。

現行の経営確立対策では麦・大豆・飼料作物に思い切つた助成額が充てられた。いずれも基本的な食料・飼料として重要でありながら自給率が極端に低いため、当然といえば当然。食材の安全性への懸念、危機管理の要素を踏まえ、少なくとも三割程度の自給を目指すべきだと思う。特に麦は転作定着に向け、米の装備を使えるだけに核となる重要な作物。実需の要望にこたへ得る良質麦の生産に努力を傾けている。(このためには品種改良も重要)しかし、ある意味では作りやすい作物のつえに助成額の高い事が過作・連作の要因となり、課題は大きい。従つて輪作体系の確立・土づくりの推進をうながす形の助成要件を要望したい。また、現行の二作業・六技術の要件は確認作業(写真・領収書など)を要するだけの意味がない。生産者が作物で成果を上げようとすれば、当然に施行されている作業技術だからである。

四、農協の委託販売・共計方式の問題について

問題について

まず計画米・計画外米という区分け、生産量の五割を切つてい



る米が計画米と言われる事自体が「正常」ではない。計画米が担保とされて計画外米が動いている実態、米の安定供給に要するコストをスリ抜けている存在を放置（？）してきたツケを背負わされた、と言えないだろうか。生産者・農協が食管時代の体制を引きずって今日に至り、農協も経済連に委託するという構造が招いた結果である。

この点で中間報告にある委託販売の課題の指摘は甘んじて受けざるを得ない。農協は今さら言うまでもなく、組合員とともに消費者と顔が向き合う関係をどう構築するか、新たな戦略に向かう必要がある。※

今回の中間報告に対する反応・対策づくりも行政にはかりに向いていると、「業界団体のエゴ」と受け取られかねない。行政にはしっかりとした危機管理と真の国内農業振興策、担い手育成策に力点を置いてもらい、系統団体は自立性を高め、国民のほうに顔を向けた姿勢、さまざまな課題に対して国民からの合意＝ナショナル・コンセンサスを獲得していく姿勢こそ、今はもっとも必要なのではないかと思う。



※ただし、計画外米のシェアがこれほどまでになった理由は、ただ系統の戦略不足だけが原因か、制度上の問題点がなかったかの分析も欠かせない。そのうえで一物二ルートをどう改善していくかは、行政の責任であることも指摘しておきたい。

「トラスト運動」のウェーブ

禿 老 児

最近、「トラスト」という言葉を聞いたり、目にしたりするものが多くなりました。

「トラスト運動」あるいは「ナショナル・トラスト運動」は、遠くイギリスなどのヨーロッパ諸国に端を発した運動だとされています。一九八〇年代から九〇年代初めに日本で巻き起こったのは、「ダム建設」や「ゴルフ場建設」による土地の乱開発、その結果として起こる森林伐採や自然破壊に対抗する住民運動でした。

トラスト＝trust という言葉の意味する「信託」と名付けられたこのシステムは、人々の環境保全や既に破壊された環境の修復・再生への切なる願い（希求）を、その片方の当事者（地権者、立木の持ち主など）に対して、善意の第三者が金銭等の支援をすることによって、結果として開発行為をストップさせるというのがその典型的な事例ということが出来ましよう。

わが北海道では、一九七七年に斜里町で、開拓離農跡地の買い取り運動から始まった「しれとこ二〇〇平方メートル運動の森トラスト」は、二五年の運動の歴史を持っています。

さて、最近の「トラスト運動」の特徴は、「遺伝子組み替え作物」IGM作物」に対する反対運動や地球生態系破壊につながるような工業テクノロジーに対抗する運動、例えば化石エネルギー

ギーや原子力による発電に対置するものとしての「太陽光や風力発電」を支援する「太陽光トラスト」や「風トラスト」が挙げられます。

農業分野では、府県中心ですが「棚田トラスト」が良く知られています。水田の持つ様々な機能、ふるさとの景観保持などにかける人々の思いが伝わって来ます。

北海道での農業分野では、空知管内を中心に都市と農村の交流促進活動などに取り組んでいる民間非営利団体（NPO）法人の「北海道B&B協会」が、農家と消費者の相互信頼システム「アグリトラスト」を、七月に設立しました。

遊休農地を新規就農希望の研修生に耕作させて生産した安全な農産物を、都会の出資者に還元するという仕組みのものです。

耕作放棄につながりかねない遊休農地の保全と安全な食料生産、担い手確保の三つの目的を同時に満たす狙いの仕組みで、このような「トラスト」は、全国にもあまり例がないユニークなものと言えましょう。

協会では、このシステムを全道に広げたいとしており、成功すれば、道内の農業を活性化させる有力な手段になる可能性を秘めたものとして注目を集めています。

「アグリトラスト」では、担い手不足に悩む農家の遊休農地を、新規就農を希望する研修生に貸付、その農家の指導を受けて耕

作します。一方、これを支援する消費者は「トラスト」の基金に一〇年間五万円を信託、研修生が生産した五万円相当の農産物（米なら約一五〇キロ相当）を受け取ります。消費者が信託した五万円は研修生に支払われ、研修生はうち二万円を農家に技術指導料として支払います。

このような消費者を一〇〇人程度確保すると、研修生は年間三〇〇万円の収入を、農家は二〇〇万円の副収入を得られるとしています。このシステムで一〇〇人の消費者が約二・五畝の農地を守り支えることとなります。すでに東京と名古屋の消費者一〇〇人と空知管内の農家二戸が提携することが決まっているそうです。また、双方の交流の一環として、農村での援農や収穫祭への参加はむろんのことですが、災害時の避難先としても考えているとのこと。今後の展開が期待されます。

その他、石狩圏を中心に「大豆トラスト」や「小麦トラスト」がスタート、活動を展開しています。農業・農村と都市をつなぐ新しい動きとして注目するとともに、積極的にこの運動に参加しましょう。

過大な負担を伴うものではありませんから、一人一人が「善意の第三者」になれるのです。あなたの身近に、あなたの「信託」を待っている「トラスト」はありませんか？

「中食」の発展にみる

食生活と消費者意識（後編）

札幌大学経済学部 岩崎ゼミナール 大湊 寿隆

一、はじめに

本稿の目的は、「中食」の利用実態からみた日本人の食生活、および消費者意識について明らかにすることである。以下の各節で、我々が二〇〇一年に行った消費者アンケート結果をもとに、「中食」が日本人の食生活と消費者意識の中にどのように位置づけられているのかをみる。さらに、日本人の食生活の変化がもたらした「中食」が、今後どのように展開していくかを展望する。

二、「中食」の利用状況

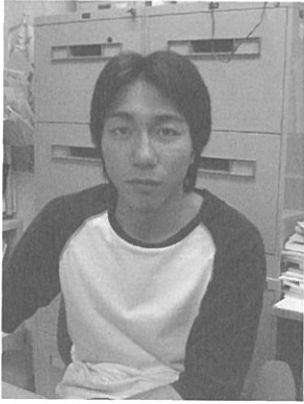
①アンケート結果の概要

我々が札幌市内で行った消費者アンケートの回答者数は六七四人である。うち年代別割合は一〇代が五%、二〇代が二四%、三〇代が二七%、四〇代が二二%、五〇代が一五%、六〇代以上が

七%であり、職業別割合は専業主婦が三一%、会社員が二一%、パート・アルバイト従事者が一八%、学生が二六%、自営業が五%、その他の職業が九%である。なお、男女比は男一対女九となっている。アンケートの主な項目は、「中食」の利用状況および利用にあたっての意識、さらに日常の食生活についての設問を加えたものとなっている。

表1をみると、回答者全体でみた「中食」利用は、利用割合の高い昼食でも「利用しない」「あまり利用しない」と回答した人の合計が半数以上である。但し、昼食では「外食」利用が定着しているため、この数値をどうみるかは評価の分かれるところである。

なお、配偶者の有無でみると、当然ながら既婚者より未婚者の方が全体的に「中食」の利用割合が高く、世帯構成でみると単身者の利用割合が最も高い。以下では、年齢別および職業別に、「中食」利用の相違や特徴を明らかにする。



大湊 寿隆（おおみなと かずたか）さん

1980年 札幌市生まれ
1998年 平岸高等学校卒業
1998年 札幌大学経済学部入学
2002年 札幌大学経済学部卒業
現在 札幌大学経済学部研究生

②年代別の「中食」利用状況

表1をみると、「中食」利用頻度が高い昼食においては、若い世代である一〇代・二〇代が多く利用している。「頻繁に利用している」と「時々利用している」を合わせるべし、一〇代では全体の七割近く、二〇代でも五割以上がよく利用している。この傾向は夕食においても同様である。若者が「中食」を多く利用するのは単身者が多いこと、(外食したくても)金のないこと、「中食」に関する抵抗感がないこと等の理由が考えられよう。これに対し、年代が高くなるにつれて「利用している」「頻繁」と「時々」の割合が減り、逆に「利用しない」「あまり」と「利用しない」の割合が増えてくる。特に、五〇代以上ではその傾向が顕著に表れている。このように、年代による「中食」利用の実態は明瞭に異なっていることが分かる。

また、弁当・惣菜別では、惣菜はどの年代においても利用されているが特に三〇代以上では、惣菜の利用割合が弁当より高い。逆に、一〇代・二〇代では、弁当が惣菜より高い。

③職業別の「中食」利用状況

前述のように、職業別では昼食・夕食ともに、最も利用しているのは学生である。次に多いのは会社員やパートタイム・アルバイト従事者などの有職者で、特に二〇代・三〇代において多くみられる。逆に専業主婦や自営業者では昼食・夕食ともに「頻繁に利用する」の割合は低く、「利用しない」割合が高くなっている(表2)。また、弁

表1 年代別の昼食および夕食における中食の利用状況

(単位：人、%)

年代	有効回答数	頻繁に利用する		時々利用する		あまり利用しない		利用しない	
		昼食	夕食	昼食	夕食	昼食	夕食	昼食	夕食
10代	34	36.4	11.8	33.3	32.4	15.2	29.4	15.2	26.5
20代	165	22.1	7.9	30.1	26.8	26.4	40.2	21.5	25.0
30代	182	12.1	3.9	38.5	32.6	29.7	43.6	19.8	19.9
40代	149	4.8	0.7	38.1	25.2	29.3	44.2	27.9	29.9
50代	99	3.0	1.0	34.3	12.1	24.2	36.4	38.4	50.5
60代以上	47	0.0	0.0	19.6	19.1	32.6	29.8	47.8	51.1
総計	676	11.9	3.9	34.2	25.6	27.5	40.2	26.4	30.4

資料) 岩崎ゼミナールアンケートにより作成

表2 職業別の昼食および夕食における「中食」の利用状況

(単位：人、%)

職業	年齢	有効回答数		頻繁に利用する		時々利用する		あまり利用しない		利用しない	
		昼食	夕食	昼食	夕食	昼食	夕食	昼食	夕食	昼食	夕食
会社員	20代	50	50	30.0	8.0	24.0	28.0	20.0	42.0	26.0	22.0
	30代	50	50	18.0	8.0	32.0	32.0	28.0	44.0	22.0	16.0
	40代	27	27	0.0	0.0	40.7	25.9	33.3	51.9	25.9	22.2
	50代	14	14	0.0	0.0	28.6	21.4	28.6	35.7	42.9	42.9
	会社員計	145	145	16.6	5.5	29.7	29.0	26.9	42.8	26.9	22.8
パート・アルバイト	20代	14	13	25.0	7.7	50.0	46.2	16.7	30.8	8.3	15.4
	30代	47	47	17.0	6.4	44.7	46.8	21.3	31.9	17.0	14.9
	40代	38	37	10.8	0.0	40.5	21.6	24.3	48.6	24.3	29.7
	50代	19	19	10.5	0.0	21.1	5.3	26.3	36.8	42.1	57.9
	パ・ア計	121	119	15.3	3.4	39.0	31.9	23.7	37.8	22.0	26.9
専業主婦	20代	11	11	9.1	0.0	27.3	18.2	18.2	27.3	45.5	54.5
	30代	57	57	3.5	0.0	43.9	19.3	40.4	54.4	12.3	26.3
	40代	61	60	0.0	0.0	40.0	23.3	26.7	40.0	33.3	36.7
	50代	50	50	0.0	2.0	36.0	12.0	22.0	40.0	42.0	46.0
	60代以上	31	31	0.0	0.0	22.6	12.9	25.8	38.7	51.6	48.4
専業主婦計	210	209	1.4	0.5	36.8	17.7	28.7	43.1	33.0	38.8	
自営業者		32	31	6.5	0.0	35.5	22.6	35.5	41.9	22.6	35.5
学生		106	106	25.7	11.3	33.3	25.5	26.7	37.7	14.3	25.5
その他		62	62	9.7	1.6	27.4	33.9	29.0	32.3	33.9	32.3
総計		676	672	11.9	3.9	34.2	25.6	27.5	40.2	26.4	30.4

資料) 岩崎ゼミナールアンケートにより作成

表3 年代別にみた「中食」を利用することによる利点

(単位：人、%)

年代	有効回答数	調理時間の短縮	簡単で便利	料理品数の増加	自宅で食べられる	割安感がある	手作りより美味しい	なし
10代	64	35.9	43.8	9.4	4.7	4.7	0.0	1.6
20代	307	36.5	40.7	14.0	3.6	2.6	2.0	0.7
30代	345	39.4	31.3	19.1	5.2	1.4	0.6	2.9
40代	270	39.3	31.1	18.5	4.4	0.7	1.5	4.4
50代	185	35.7	35.7	18.4	4.9	1.1	0.0	4.3
60代以上	81	27.2	34.6	17.3	8.6	3.7	2.5	6.2
総計	1252	37.1	35.1	17.0	4.8	1.8	1.1	3.0

資料) 岩崎ゼミナールアンケートにより作成 注) 複数回答 (2つまで) による

表4 年代別の「中食」を利用することへの不安

(単位：人、%)

年代	有効回答数	調理過程が見えない	味が固定される	手抜き感がある	割高感がある	衛生管理・鮮度	なし
10代	59	15.3	27.1	27.1	6.8	20.3	3.4
20代	300	27.0	21.7	17.3	18.3	13.3	2.3
30代	336	31.0	23.5	14.3	19.6	9.2	2.4
40代	261	28.4	21.1	22.6	17.6	7.7	2.7
50代	180	29.4	22.8	15.6	15.0	13.9	3.3
60代	81	22.2	32.1	16.0	11.1	14.8	3.7
総計	1217	27.9	23.2	17.7	17.0	11.5	2.7

資料) 岩崎ゼミナールアンケートにより作成 注) 複数回答 (2つまで) による

当・惣菜別では、こちらの商品においても多く利用しているのは学生と二〇代・三〇代を中心とした会社員である。これに対して、専業主婦は全体的に利用していないが、惣菜の利用が若干みられる。

三、「中食」利用に対する消費者意識

①「中食」を利用することによる利点および不安

「中食」を利用することによる利点では、全体的に「調理時間の短縮」と「簡単で便利」の二点に回答が集中し、両者で全体の七割以上を占めている。つぎに、「料理品数の増加」が一七%である(表3)。

年代別では、一〇代・二〇代において「簡単で便利」の割合が「調理時間の短縮」をやや上回り、逆に三〇代・四〇代では「調理時間の短縮」の割合の方が高くなっている。また、「料理品数の増加」の割合が一〇代・二〇代に比べ三〇代以上の回答の割合が高くなっていることから、実際に家庭で調理を担っている年代において、「中食」の持つ調理時間の負担解消や献立作成に役立つという面が評価されているものと思われる。職業別では、学生の「簡単で便利」と回答した割合が高いのに対して、他の職業では「調理時間の短縮」が高くなっている。また、専業主婦では「料理品数の増加」の割合が若干高く、学生は「割安」の回答が若干みられる。

次に、「中食」を利用することへの不安では、回答にはらつきが見えるものの、全体的に「調理過程が見えない」の割合が最も高く、次いで「味が固定される」であった。

年代別にみると、一〇代では「手抜き感がある」と「味が固定

表5 「中食」を利用することによる利点と不安の関連

(単位：人、%)

不安 利点	有効 回答数	調理過程 が見えない	味が固定 される	手抜き感 がある	割高感が ある	衛生管理 ・鮮度	なし
調理時間の短縮	425	23.3	28.0	14.4	19.5	13.4	1.4
簡単で便利	439	41.0	16.4	32.3	5.9	1.1	3.2
料理品数の増加	194	15.5	28.4	5.7	28.4	21.1	1.0
自宅で食べられる	46	10.9	23.9	0.0	37.0	28.3	0.0
割安感がある	22	31.8	27.3	4.5	4.5	22.7	9.1
手作りより美味しい	12	8.3	25.0	0.0	25.0	33.3	8.3
なし	37	29.7	18.9	2.7	16.2	10.8	21.6
総計	1175	28.3	23.2	18.4	16.3	11.0	2.8

資料) 岩崎ゼミナールアンケートにより作成

注) 表3の「中食の利点」についての有効回答における、表4の「中食への不安」が占める割合を算出したもの

される」が、二〇代から五〇代までは「調理過程が見えない」が高いのに対して、六〇代では「味が固定される」が最も高い(表4)。次に職業別では、どの職業においても「調理過程が見えない」が最も高く、他の項目は大きな違いはみられない。

②「中食」利用における意識の二面性

表5をみると、「利点」の設問で「簡単で便利」と回答した人は、同時に「不安」の設問で「調理過程が見えない」と「手抜き感がある」と回答している割合が高い。同様に「利点」で「調理時間の短縮」と「料理品数の増加」と回答した人では、「味が固定される」と「割高感がある」がそれぞれ高い割合を占めている。

このように、「中食」を利用する消費者の意識の中には、①便利ではあるが調理過程が不安で手抜き感を感じる、②時間の節約になり品数を増やせるが味には不満があり(手作りに比べて)割高感を感じるという、二面的性格が存在するといえる。

「自由意見」の設問でも、「中食」の持つ利便性については評価しつつも、安全性や商品に対する不安や不満、「中食」に頼ってしまう食生活への疑問・懸念などが多くみられた(表6)。

四、食生活と消費者意識における

「中食」の位置

①食生活と「中食」利用の関連性

まず、「中食」の利用割合が高かった若年層の食生活について述べる。学生は、朝食を毎日食べているのは半分に過ぎず、全く食

表6 「中食」への印象および評価の分類

(単位:延べ人数)

回答分類	回答例	回答数	合計
安全性への不安	添加物が心配	76	147
	材料が不安	27	
	安全性に疑問	27	
	表示が不明瞭	9	
	鮮度が心配	4	
	調理過程が不安	3	
	衛生面が不安	1	
栄養・健康への不安	栄養が偏る	24	50
	健康に良くない	24	
	味覚障害の恐れ	2	
商品への不満	味が濃い、まずい	63	100
	割高感がある	16	
	ごみが増える	9	
	種類が少ない	7	
	量が少ない	4	
	量が多い	1	
食生活への反省・疑問	手抜き感がある	17	31
	手作りしたい	9	
	寂しい	3	
	調理がなくなる	2	
簡便さ	便利、一品増やせる	70	70
商品の良さ	美味しい	11	17
	種類が豊富	5	
	安い	1	

資料) 岩崎セミナーアンケートにより作成

注) 「自由意見」の設問から得られた374人分の回答をそれぞれの性格に分類した

べない者は全体の四分の一を占める。夕食の調理時間では「二〇分以内」が約四割であり、「おにぎり」を自分で作らずに全て買うと答えたのは約四分の一を占める。このように、学生の食生活の特徴としては、朝食抜きなどの生活の乱れや調理離れが進行しており、一人暮らしではさらにその傾向が顕著にみられる。また、会社員及びパート・アルバイト従事者などの有職者も、学生ほどではないが、朝の欠食率が高く、全体的に「手作り志向」が低いなどの傾向がある。

このような若年層の食生活は、家での食事回数が少なく調理時間が短いことや、食材購入に際しても「自分の好み」や「安価」を優先するものとなっている。これが、朝食や夕食においての「中食」の日常的な利用につながり、「中食」が各々の食生活の中で大きな比重を占めていると考えられる。

次に、「中食」の利用割合が比較的低かった層の食生活をみると、専業主婦は全ての年代で他の職業より欠食率が極めて低く、平均調理時間も長いなど食生活の乱れはみられない。また、食材購入でも「安全性」や「栄養」を優先するという回答割合が高く、「手作り志向」も高い結果を示している。但し、どの年代でも「中食」を「頻繁に利用する」はあまりないものの、朝食・夕食ともに「時々利用する」が一定の割合を占め、また、年代が下がるほど利用割合は若干高くなっている(表2)。これは、専業主婦でも若年層では、平均調理時間が短くなっていることから、「中食」を通常の食卓に部分的に取り入れている様子が窺える。

以上のように、食生活と中食利用には密接な関係があり、「中

食」がどのように利用されるかは個々人の食生活のあり方に規定されている。さらに、若年層や有職者において「中食」の高い利用がみられるということは、前編で述べたような一人暮らしや核家族世帯増加などの家族形態の変化や、女性の社会進出の進展、「内食」の合理化などによる「食の外部的」の影響が強く現われているといえよう。

②「中食」の本質と消費者意識

前節でみたような、「中食」に対する「便利ではあるが安全性への不安や手抜き感がある」ことや、「時間を節約できるが味への不満や割高感がある」という意識が形成される要素は、個々人の食生活のあり方に規定されている。

しかし、最も重要な要素は、「食の外部的」が進んだ今日のすべての消費者ニーズに対応することが困難であるという「中食」の本質的な性格であろう。つまり、前編で述べたように、「中食」は「内食」「外食」両者の性格を併せ持つという新しい食形態として消費者の間に定着してきたが、「中食」への消費者意識は、特に「内食」との比較において生じるという点に注目したい。確かに、「外食」は日本人の食生活の一端を担うものであるが、昼食を除けば日常の家庭の食事とは切り離されたものであるのに対して、「中食」という食事形態が家庭の食事により近いもの、つまり食生活の中に内在するものであるからである。

以上のように、日本人の「食の外部的」が「中食」発展の最大の要因である以上、「中食」の利用状況や利用意識は日常の食生活のあ

り方に規定されるのである。言い換えれば、今日における「中食」の発展こそ、日本人の食生活や消費者意識を反映しているのである。

五、おわりに

我々がこれまで述べてきた「中食」の発展、すなわち食生活の外部的への過度の依存は、日本人がこれまで形成してきた家庭での食事のあり方（食事を担う主婦の存在、伝統的な食文化・味覚・調理技術など）を前提としてきた食料消費のシステムそのものを根底から覆すことにつながる可能性が大きい。それはすなわち食品産業および農業構造のさらなる変動をもたらす一因となるといつても過言ではない。以上の点からも、「中食の発展」に対して、無批判的であってはならない。

しかしながら、現実には「中食」は日本人の食生活に浸透してきている。若年層を中心とした食生活の乱れや、時間的・経済的な制約の上になり立っている家庭における食生活を補完するために、「中食」の利用がやむを得ない部分も現実問題としてある。家庭や個人の食生活における「中食」の有意義な活用方法を模索することも言めて、一人ひとりが日常の「食」と向き合っていく必要がある。



なお、本稿は二〇〇一年度の岩崎ゼミナールにおいて、岩崎徹教授の指導の下、筆者の他に勝山英紀・木村匡希・林伸彦で行った共同研究の成果をもとに、同ゼミOBの松本啓佑氏（北大学院）の協力を得て編纂しなおしたものである。

「北海道大好きな旅」

その3

essay

小学校、留年!?

食農わくわくねつとわーく北海道

事務局 長尾 道子



この春、小学校に入学した。十月で卒業のだが、出席日数は足りない超不真面目小学生だったので、留年することになりそうだ。

◆ ◆ ◆
私が入学した小学校は由仁町にある「農業小学校」。農家である三田村さんがはじめた取り組みである。校長の三田村さんを以前から知っていたので応援したい

気持ちと、どんな人たちが入学してくるのかという好奇心、そしてなんちゃってなのだが庭いじりをはじめたので、少しは農家である三田村さんに農作業のハウツウを学びたいーというまじめな気持ちから入学を決めた。

◆ ◆ ◆
とはいうものの、元来怠け者の私が年に十数回、毎朝一〇時までに由仁町へしつかり通えるかどうかちよつぴり不安でもあった。昨年もある畑を借りたのだが、見事に行かず（行かず？）に枝豆を口にすることなく、草の成長に打ち勝つことが出来ないまま、すべて小さな大豆にしてしまった前科があるのだ。



ながおみちこ さん

藤女子短期大学卒
平成4年ホクレン入会
平成7年より6年間、PR誌
「Green」の編集業務を担当
現在「食農わくわくねっとわー
く」事務局長

それに自宅には

小さいながらも畑がある。今はひとりで暮らしているので、母の管理下にある畑も結局は私が面倒見なければならぬ。これがまた、結構な重労働なのだ。

本当に大丈夫なのか？入学願書を書きながら考えていた。

そんな時、ふと「ま、たまに由仁へちよっとした旅をしていると思えばいいのかも！」と頭に浮かんだ。

◆ ◆ ◆
そうだ、そうしよう！…それからすぐに、申し込んだ。

◆ ◆ ◆
翌週、小学校から分厚いお便りが送られてきた。中には



お手紙やカリキュ

ラム表、農具一つ一つを説明したもののなど、内容がみっちりしていて、それはそれはとても手の込んだも

のだった。農作業で忙しい中、相当な手間をかけている人たちが交流しているという三田村さんの思いは、のほほんと過ごしていた私に大きな感動を与えてくれた！

◆ ◆ ◆
由仁へ行くのが楽しみで仕方なかった。

◆ ◆ ◆
初日、私は今年から長沼町で援農している友人を誘って由仁町へ向かった。午前中は自己紹介。どんな人がいるの



せっせとみんなで土作りもどき？



校長の三田村さん
とっても熱心でやさしい方です

か、二人でわくわくしていた。

二〇人近いメンバーは、芦別から先生と通っている本物の

小学生がいたり、子供連れの家族や新婚夫婦、雑誌編集長や元農家のお父さんなどなど、これからがとっても楽しみな、多種多彩な顔ぶれだった。

そして午後からは種まき。

校長手作りの堆肥を撒いた後、二人で出来あがったときのメニユーまで考えて、畳三枚分ほどの畑に一〇種類位の種を蒔いた。特に私は、夢である「畑でお湯を沸かし、枝豆を摘んですぐ茹でてビール片手に味わう」ために、多めに大豆を蒔いた。んゝ楽しみ！帰

りは道の駅へ寄ったり、写真を撮ったり…旅というには

ちょっとはばかられるのだが、

「なんちゃって旅」を思いっきり満喫した！

◆ ◆ ◆

校長が一生懸命スケジュールリングをしたのだが、今年は天候に恵まれなかった。私自身もスケジュール調整がうまくいかず、欠席が続いた。結局、作物の収穫適期も逃し、枝豆の夢も泡と消えた。ラディッシュも野球ボールの大きさに育ってしまった。アカザも思いっきり成長し、三田村さんの息子さんに「長尾さんの畑は何だかちょっとへんだね」といわれてしまった。

◆ ◆ ◆

でも、少ないながらも由仁への「なんちゃって旅」はと



2ヵ月後
雑草と共にすくすく育つ野菜たち



真ん中のまるいのは巨大ラディッシュ
味は・・・でした

でも思い出深いものだった。自分たちの食べるものを作る。これを通して、年代や性差を越えた人と人とのつながりの場を校長は提供してくれたのだ。また、草が茂る畑と一緒に草取りしてくれた校長の息子さんとの会話

や収穫された野菜を妹の家まで届けた時の気持ち、収穫した野菜を調理して友人を招いたときの楽しかったこと…留年は、自ら進んでお願いしようと思っっている。

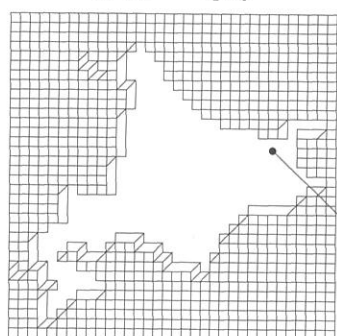


旅は本当にいろんなことを教えてくれる。未熟者の私にとって、「旅」は地域や自分を知る貴重なものだ。

実は・・・この原稿を書いている今も、旅の途中。南のある島で、汽笛を聞きながらアジヤタコを味わい、地元のおじさんおばさんと大いに語りあう。皆さんも、こんな旅してみませんか？



連載



東藻琴村

あのマチ
このムラ
・地域おこし活躍中

No.30

東藻琴村の事例

— 豊かな自然の中で、土づくりに励む村 —

◇ 村の沿革と産業

藻琴山頂からなだらかな丘陵を下り、オホーツク海に続く道道を走りつづける。秋空に光るしらかばの林を抜けると、樹間に豊穡の大地が飛び込んでくる。草地に遊ぶ牛の群れ、収穫を真近に控えたてん菜畑、地面から勢い良く伸びる秋播小麦、そして雑木林

がつづく。

たぶんこの道路は百年前、開拓のはじめに作られた基幹道路にちがいない。

一九〇二年（明治三十五）藻琴原野に基幹道路が開通し、開拓事業が開始された。同年、大阪在住の山脇常三郎と宮城県の神七郎右衛門が国有地約五〇〇畝を借り受けて開墾に乗り出した。一九〇六年（明治三十九）以降各地から入植

者が続き、原野の本格的な開拓が始まった。当時、道路は雑草に覆われ、原野の中心に横たわる泥炭地はぬかるみ状態であったとの記録が残されている。それから百年を経た今日まで、東藻琴村は苦節を重ねながらも純農村として歩み続け、今日人口二、八〇〇人と小村ながらも、美しい自然のなかで農業を営んでいる。北に向かう道路をさらに進

むと、市街地に入る少し手前の小高い丘の上に、ひととき異彩を放つ建物が目に入ってくる。「ひがしもこと酪酪館」の看板が読める。この建物は一九九六年（平成八）に完成した村営の施設である。村は一九八二年（昭和五十七）に乳製品加工研究所を設立して以来二〇年間、手づくりチーズの研究と製造を行なってきたが、さらに活発な情報発信



東藻琴農業振興センター



ひがしもこと乳酪館

を行なう必要から、研究所の隣接地に新しい施設を設置した。乳酪館においては、従来は乳製品加工研究所で行なってきたチーズ製造業務を担当するとともに、村を訪れてくる見学者を受け入れて、チーズ製造工程の見学や製造体験、試食などを通じて、一般市民や消費者との交流を担っている。乳製品加工研究所と乳酪館とが両輪となって、乳製品の研究開発、製造、販売および広報活動を行なっている。酪農が村にとって最も重要な産業のひとつであることのかしである。

この丘を下ってさらに北に進み市街地に入ると、農協本部の向かいに真新しい明るい光彩を放つ建物が目に入る。村と農協が一九九七年（平成九）に共同で設立した東藻琴村農業振興センターである。

このセンターでは畑地の土壌分析と圃場管理を主要任務としている。酪農とならぶ村の一方の主要産品は畑作物で、なかでも寒冷地に適するてん菜、小麦および馬鈴薯の主要三品目が中心である。畑作物の安定生産と振興のためには、地力の維持増進が欠かせないので、農業振興センターでは最新の分析機器やコンピュータシステムを導入して科学的な分析と管理を行い、個別農家の指導に当たっている。酪農と畑作物が基幹産品であるので、いかにしてこれら産品の持続的な生産を確保できるかが村おこしのかなめである。

◇ 農業の概要

村の農家戸数は二〇〇〇年の調査時点で一七六戸、うち畜産経営者は八〇戸だが、こ

の中には畑作との複合経営が含まれる。酪農家は四〇戸、肉牛飼育三〇戸、養豚一〇戸の内訳であるが、肉牛飼育農家と養豚家の多くは複合経営を行なっている。

二〇〇〇年の農業粗生産額は六五億二千万円であるが、内訳を見ると耕種部門三三億二千万円（五一％）、畜産部門三二億円（四九％）とほぼ均衡がとれており、典型的な畑作畜産混合地帯を形成している。このことは環境保全と土づくりを並行して推進する上で、両経営体の協力関係を構築できる重要な意味をもつ。

耕種部門に関しては、主要品目であるてん菜、小麦および馬鈴薯の作付けが多く、これら三品目で耕地面積の約五〇％を占める。また、牧草が耕地面積の三九％、青刈りとうもろこしが三％を占め、両

品目を合わせると飼料作物が耕地面積の四二％にのぼり、かなりの程度自給飼料の生産に努めていることがわかる。

畑作三品目については寒冷地に適する作物として安定生産が可能であるが、近年の価格抑制傾向のなかで、将来的にも有望であるかについては疑問符が付けられる。村ではこれら三品目に加わる新作物の導入を試み、品目の多様化による経営安定化を計っているが、今日までに「ながいも」「や」「たまねぎ」などの野菜類がすでに定着し、農業生産の一定比率を占めるに至っている。「わらび」、「かすみそう」などの花き類が徐々に定着しつつある。

畜産部門に関しては乳用牛の生産比率が農業粗生産額の二七％を占めて最も比重が高いが、肉用牛と豚も重要な位置を占めている。最近は一

農家が「だちよう」飼育を試みるなどして、新規分野への挑戦を開始している。「だちよう」については、牛や豚などの従来から飼われている家畜と異なり、国の規制や関与が全くない自由品目なので、先取的な農家が関心を示しており、全国的なネットワーク作りが進められている。

(表1・2・3)

表1 農業粗生産額 (2000年)

種別	品目	金額(千万円)	比率
耕種	畑作物	250	38
	野菜	69	11
	花き	4	1
	種苗他	9	1
	計	332	51
畜産	乳用牛	179	27
	肉用牛	102	16
	豚	39	6
	計	320	49
合計		652	100

表2 畜産経営の内訳 (2001年2月)

家畜別	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり頭数
乳用牛	40	4,100	103
肉用牛	30	4,640	155
豚	10	7,260	726

表3 耕地の利用状況 (2001年)

分類	主要作物	面積 (ha)	比率
普通畑	てん菜	1,470	25
	小麦	915	15
	馬鈴薯	440	8
	青刈りとうもろこし	163	3
	大豆	155	3
	小豆	77	1
	野菜ほか	390	6
	計	3,610	61
牧草地		2,250	39
合計		5,860	100

(表1,2,3は農林水産省統計資料)

◇環境保全への道のり

東藻琴村は南に藻琴山をいただき、北は藻琴湖と才ホーヅク海に通じる、北海道内でも有数な自然が残る農村である。しらかばとからまつの雑木林に囲まれて点在する牧場や畑は、四季おりおりの色彩と香りを漂わせて、村の魅力

を伝えている。絵になる景観とその中に生きる多様な動植物とは、村の貴重な環境資源となっている。このような資源価値を永続させるために、農業は常に環境へ配慮しながら、適切な管理技術をもって行なわれることがもより重要である。畜産と畑作はどのような対策を講じることができらるだろうか。

農業が環境に及ぼす影響のなかで最も広範かつ深刻な事態として、農業経営の中で発生する有害な物質が経営外部に流出している事例を見ることのできる。特に硝酸塩や燐酸など植物にとつての栄養分が、地下水や地表水に溶解して河川や海に流出すると、飲料水を通じて健康被害をもたらす危険性が生じるほか、漁業や野生生物への影響が懸念される。

畑作について見ると、このことは不適切な肥料投入によつて発生する可能性が大きい。すなわち、過剰な施肥量や不適当な時期の施肥が問題を起す。畜産について見ると、ふん尿の処理と管理方法が最大の問題となる。不適切なふん尿処理や管理により地下浸透や雨水による流出が起る。また堆肥などのふん尿

生成物を畑地に過剰に施用したり、作物の非生育期間に施用すると同様の問題が起る。東藻琴村においては、藻琴川が村の中心を貫流して藻琴湖とオホーツク海に注いでいるので、特段の注意が必要であることは言うまでもない。

一九九九年（平成十一）に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」は畜産経営におけるふん尿の処理と管理に關して指針を与えている。法律はふん尿を経営外部に流出させないように、畜産農家に適切な措置を求めている。従来黙認されていた野積みや素堀りによるふん尿処理を禁止し、外部に流出が生じない処理施設の設置を義務付けている。また堆肥などの生成物の使用に当たっては、土づくりのために積極的に使用するこ

とを奨励するとともに、使用の時期や量を適切に行なうようガイドラインを示している。

東藻琴村では八〇戸の畜産農家全戸がふん尿処理施設を所有して、自己処理を行っている。各農家が牧草地を持ち、飼料生産を行なっているので、生成物の堆肥や尿については自家使用を優先している。村全体の牧草を含む飼料作物面積は二、四一〇畝あり耕地の四〇%を超えているが、牛の多頭化飼育が進んでおり村全

体で八、七〇〇頭に上るので、牛一頭当たりの飼料作物面積は〇・二八畝にすぎない。

ふん尿に含まれる栄養素量と牧草が吸収可能な栄養素量のバランスから見て、一畝当たりの牛飼育頭数は三頭、すなわち牛一頭当たりの牧草面積は〇・三三畝が限界と言われている。個別農家により事情は異なるが、平均的に見ると、牛飼育農家が排出するふん尿の全量を自己の経営内だけで使用すると環境負荷が過



高台の牧場に遊ぶ乳牛の群れ

大となり、外部へ流出の危険性を含んでいるといえる。ただし、村全体の耕地面積を生成物の使用対象としてとらえると、牛一頭当たり〇・六七畝に相当するので、過大な環境負荷を回避できる。

東藻琴村においては次の方法により、この問題の解決を計っている。

(一) ふん尿処理と管理については農協が畜産農家の指導にあたり、補助金の導入による処理施設の改善を進めている。

(二) 畜産農家の処理能力を上回るふん尿については、JA堆肥センター、JA液肥センターに搬出して処理を行なう。

(三) 畜産農家の自家使用量を上回る余剰堆肥と尿については、直接畑作農家に提供している。畜産農家と畑

作農家との間では、堆肥と麦稈との交換が一般的に行われている。

一方で、畑作農家にとつては、土づくりを進めるために堆肥と尿は必要な資材なので、畜産農家との連携が欠かせない。主要三品目の栽培は地力の減耗につながり、それを補うために、ともすれば肥料を多用する結果、流亡をきたらせる危険性が生じ易い。畑作農家は次の対策をとっている。

(一) 農業振興センターに委託して圃場の土壌分析を行い、データに基づいた適正施肥を行なう。

(二) 可能なかぎり堆肥、尿、液肥を投入して地力の維持、増進に努める。

(三) 大豆や緑肥を導入して地力の減耗を防ぎ、四年輪作を目指す。

◇ JA堆肥センターとJA液肥センターの役割

(一) 環境保全と土づくり

農業振興センターが圃場の土壌分析とデータ管理を担当する情報管理機関としての機能を果たしていることと連動して、農協が運営する堆肥センターと液肥センターは、具体的な事業を通じて、村の環境保全と土づくりを推進している。堆肥センターおよび液肥センターは牛飼育農家が排出する余剰ふん尿を処理して堆肥と液肥を生産し、畑作農家の需要に応じて流通する役割を担っている。

牛飼育農家のうち、現在堆肥センターを利用している農家は二三戸、液肥センターを利用している農家は九戸である。

牛飼育農家が一年間に排出するふん量は七五、五〇〇ト、尿量は四八、〇〇〇ト、合計一二三、五〇〇トと推定されている。ふん量七五、五〇〇トのうち牛飼育農家の自家使用量は約三分の二、経営外への搬出量は三分の一と推定される。外部への搬出量は堆肥センターかあるいは直接畑作農家へ提供されるかのいずれかであるが、堆肥センターへは約一二、〇〇〇トが供出されている。堆肥センターにおいては、この原料から約八、〇〇〇トの完熟堆肥を生産し販売している。

この量は畑地三二〇畝の使用量にすぎず、村全体の畑地面積の必要量には到底追いついていない。このため、農協は堆肥の販売対象を野菜畑、大豆畑、食用および加工用馬鈴薯畑、てん菜育苗土用

表4 ふん尿処理・利用実態（2000年現在推計値）

排出物	利用内訳	排出量 (t)	比率 (%)
ふん	酪農・肉牛農家自己処理、使用	51,000	68
	他所へ供給計	24,500	32
	①JA堆肥センター	12,000	
	②畑作農家	12,500	
	計	75,500	100
尿	酪農・肉牛農家自己処理、使用	23,500	49
	他所へ供給計	24,500	51
	①JA液肥センター	3,000	
	②個人所有液肥施設	2,500	
	③畑作農家	19,000	
計	48,000	100	

に限定している。畑作農家がそれ以外の使用を希望する場合は、畜産農家との直接取引に頼っている。二〇〇一年に堆肥センターから堆肥の供給を受けた畑作農家は三八戸である。

また尿量四八、〇〇〇トのうち牛飼育農家の自家使用量と外部への搬出量はほぼ同程度と見られる。液肥センターには約三、〇〇〇トの尿が供出され、独自の製法によりほぼ等量の液肥が生産されて畑作農家および畜産農家に販売されている。

二〇〇一年には畑作農家二八戸、畜産農家九戸が液肥の供給を受けた。(表4)

堆肥センターと液肥センターにおける堆肥と液肥の生産技術は、農協が中心になって研究開発した独自のものである。農協は一九九三年(平成五)に家畜尿の液肥化試験に着手したが、中心となる技術は、尿に土壌菌を添加して発酵を促進し、無臭で低栄養分の液肥を生産する方法であった。同年の試験において期待した成果を得たので、翌年には村内の酪農家二戸に実用的な液肥化施設を導入した。このようにして生産される液肥は無臭、低栄養分であるので肥料目的には使用されないが、微生物の効果を期待して、次の用途に使用されている。

○小麦収穫後に圃場に散布する。麦稈の分解を促進させて、翌年の肥料効果を期待している。

○てん菜育苗に散布して健苗を育成する。

○防除用水として使用。

○家畜ふんに添加して、完全化促進をはかる。

その後一九九四年(平成六)には牛ふんの促成堆肥化試験に着手し、牛ふんに液肥を添加することにより、夏季には六〇℃の高温発酵が行なわれ、約二か月の期間で完熟堆肥を生産できる成果を得た。この技術は現在堆肥センターで使用されているほか、畜産農家の堆肥生産現場においても使用されている。

(二) 設置と運営方法

液肥と堆肥の独自製法を開発した後、農協は一九九七年(平成九)補助事業を導入して、堆肥センターと液肥センターを設置した。両施設の総事業費は一億七、一三六万六千円、こ



J A 堆肥センター



J A 液肥センター

のうち国と道の補助金一億一、九〇四万九千円（六九・一％）、村費助成金二、六五六万一千円（一五・四％）、自己負担額二、六七五万八千円（一五・五％）の負担割合である。

関係と金銭取引関係が成立している。両センターの物流に関わる収入および支出関係は別表の通りである。（表5）

主な特徴をあげると：

（一）農協は家畜ふんと尿を別々に処理することにより、別個の生成物をそれぞれ商品化して、双方に付加価値を生み出している。堆肥と液肥を別個の目的で有効に利用するとともに、施設運営採算性の向上を計っている。

（二）堆肥については、畑作農家側の需要が非常に大きい。堆肥センターは牛飼育農家に対して原料ふん代金を支払うとともに、センターまでの運賃を負担している。一方、畑作農家は対価を支払って、センターから堆肥を購入している。

（三）液肥センターについては、牛飼育農家の所有する尿溜施設の容量と労力不足を補完する機能を果たしている。したがって、牛飼育農家は尿を無償で提供するほか、センターまでの運賃をも負

表5 J A 堆肥・液肥センターの取扱品目、価格、取扱数量（推計値）

施設	品目	価格(円)	取扱数量	備考
堆肥センター	製品堆肥	2,300/t	8,000t	畑作農家が農協に支払う
	同運賃	3,200/10t	8,000t	畑作農家が農協に支払う
	原料ふん※	平均 650/ 立方米	12,000t	農協が牛飼育農家に支払う
	同運賃	690/ 立方米	12,000t	農協が輸送業者に支払う
	堆肥散布料	1,700/10a		畑作農家が農協に支払う
液肥センター	尿収集量	3,000/9t	3,000t	牛飼育農家が農協に支払う
	製品液肥	500/t	3,000t	畑作畜産農家が農協に支払う
	液肥代プラス散布料	9,500/9t	3,000t	畑作畜産農家が農協に支払う
	尿散布料	5,000/9t		牛飼育農家が農協に支払う (自己の牧草地に散布)

注：※原料ふんの価格は品質別に差別価格を設定している。1立方米は約700kg



生涯学習センター

担している。一方、利用農家は対価を支払って液肥を購入している。

(四) 農協はマニユアスプレッダーおよびタンクローリーを所有しており、堆肥と液肥・尿の散布作業を請け負っている。堆肥と液肥の流

通を容易にするとともに、環境保全や土づくりに対する効果が大きい。

このような役割を担っている両センターであるが、とくに堆肥センターについては問題をも抱えている。そのひとつは運営の採算性が低いので、改善が必要なこと。畑作農家に販売する堆肥の価格は一ト当たり二、三〇〇円と比較的低価格であるが、畑作農家の経営を考慮すると、これ以上の値上げは困難である。

現状ではセンター単独の収支で採算が取れず、農協が不足分を補填しているが、将来的には困難が予想される。農協は一部作業の外部委託などによる経営改善を検討している。また施設の改善と生産規模拡大が検討のテーブルのついている。

◇おわりに

雪を割って春一番に顔を出す福寿草は村の花である。初夏に大地を薄紅に覆う桜も村の花に指定されている。真夏に輝きを増すしらかばの林

は村の木として香りを放っている。恵まれた自然環境と静かな大地に包まれて、東藻琴村は息づいているが、豊かな農業生産は文化活動や保健、福祉の面においても村に恩恵と活力を与えている。

「生涯学習センター」は図書館、アートギャラリー、工芸館を備える総合的な文化施設として、村民に親しまれている。村民の文化活動も活発に行なわれている。毎年十一月文化の日には文化作品展示会が開催され、村民が書、絵画、生け花、陶芸などの作品を出

品する。十一月下旬は文化祭芸能発表会が催され、村の文化サークルが歌、踊り、演奏などを披露する。これらの機会は村民が出会い、触れあう楽しみの場となる。

「ふれあいセンターフロックス」は保健と福祉の総合施設。健康相談や乳幼児相談、リハビリ訓練などの保健事業のほか、母親学級などコミュニケーション活動の舞台となる。館内には入浴施設が備えられていて、村民にくつろぎの場を提供している。

自然との調和のなかで豊かな農業生産を行い、村民が文化に親しみ健康的な生活をこころざす村 〈東藻琴〉。

レポーター

地域農研

特別研究員
木村 正洋



掲示板

とき 平成14年9月19日

テーマ 都市住民と農業のかかわり

講義 黒澤 不二男
(当研究所・常務理事)

講演 黒澤 不二男

(当研究所・常務理事)

○JICA農業研修 中東欧ー市場経済コース

主催 海外技術協力事業団

(帯広センター)

とき 平成14年9月26日

テーマ 北海道農業の支援システム

講義 黒澤 不二男

(当研究所・常務理事)

当面の主要業務
スケジュール
(十〜十二月)

○JA連合会から委託された調査研究「農協事業・運営体制の整備に関する意向調査」の回収・入力・解析作業実施中

○10月下旬「常任幹事会」、11月中旬「幹事会」、下旬「理事会」開催予定

○11月上旬「出版助成審査検討会」開催

○来年1月中下旬「地域農研主催総合農業研修会」開催

会場・テーマは現在未定、確定しだい「研究所ホームページ」に掲載



研究会・研修会等への

報告者・講師の派遣

(平成十四年七月〜九月)

○日露経済セミナー農業部会

主催 日露経済セミナー実行委員会

とき 平成14年8月30日

テーマ 北海道農業における先端技術

報告 黒澤 不二男

(当研究所・常務理事)

○札幌市農業講座ーさっぽろ農学校

主催 札幌市農政課

とき 平成14年9月19日

テーマ 都市住民と農業のかかわり

講義 黒澤 不二男
(当研究所・常務理事)

○訓子府営農指導協議会研修

主催 訓子府営農指導協議会

とき 平成14年9月19日

テーマ 農業振興計画策定のポイント

意見交換 高田 穰

(当研究所・研究部長)

黒澤 不二男

(当研究所・常務理事)

○JA中標津担い手創出協議会講演会

主催 JA中標津担い手創出協議会

とき 平成14年9月24日

テーマ 北海道農業の回生は酪農・酪農村から

雑誌への投稿の実績
(平成十四年七〜九月)

○黒澤 不二男

「地域農業の舵取りに乗り出す

スーパー農業者」

「農村ニュース」

2002年10月号

2002・9 国際農業社

DATA FILE

関連事項/ DATA

(財) 北海道農業開発公社

〒 060-0005

札幌市中央区北 5 条西 6 丁目

☎ 011(271)2231

ホクレン農業協同組合連合会

〒 060-8651

札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 3 番地

☎ 011(232)6108 広報宣伝課

札幌大学

〒 062-8520

札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3-1

☎ 011(852)1181

J A いわみざわ

〒 068-0022

岩見沢市 2 条 1 丁目 1

☎ 0126(25)2211

東藻琴村

〒 099-3200

網走郡東藻琴村 360 番地 1

☎ 0152(66)2131

J A 東もこと

〒 099-3292

網走郡東藻琴村 754

☎ 0152(66)3301

(社) 北海道地域農業研究所

〒 064-0004

札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1

☎ 011(281)2566

E-mail : kaihou@chiikinouken.or.jp

編集後記

夏らしい暑い日差しのないままトンボが飛んで、いつの間にか秋も深まった今日この頃であるが、農家としては異常気象の割にはまあまああとの収穫となったことを喜ぶべきだろうか。

秋の夜空には月とススキがよく似合う。それにしても札幌の夜空に輝く星の数はなぜこんなに少な

いだろうか。先日、調査で一泊した穂別の夜空の星は札幌の倍はあった。また、数年前旅したネパールの山の中腹のホテルから見た天の河は、まさにさざ波のように星が連なっていた。月がグンと手前であって、手が届きそうに感じたのも大げさとは言えなかった。百年とは言わず私達の父母達はこんな空を見上げて育ったのか。

先日読んだ雑誌の中に、ポリネシアの人々は当てもなく何千キロ

も航海して、偶然南の島々を発見したのではなく、ちゃんと星と波を読んで目的地に到着する航海術を持っていたということが書かれてあった。私達の生活はこの自然の恩恵の元に成り立っている。特に農業は自然との関わりが多い職業である。一般の人々よりも自然を意識する機会が多い。ならば、自然から収奪するのではなく、ポリネシアの人々のように自然から学ぶ必要がある。



明日の 農業を包む

 **ホクレン包材株式会社**

取扱品目

- ・ 肥料用ポリ重袋、各種フレコンバッグ、小麦用樹脂袋、PP- 空袋
- ・ 精米用ポリ袋、野菜用ポリ袋、各種ポリ袋
- ・ ラミネート用シート、各種ポリシート
- ・ 米用紙袋、砂糖用紙袋、粉乳用紙袋、その他各種紙袋
- ・ テント、シート、プラスチック成型品
- ・ クリントート、ハウス温床園芸資材一般

代表取締役社長 士 反 英 秋

〒060-0004

札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17F

TEL (011)222-3401 FAX (011)222-5394

北海道の 畜産を支える 安全で良質な 飼料の安定供給。

あしたの畜産振興のために
信頼できる配合飼料を



釧路西港工場



ホクレンくみあい飼料株式会社

本社：〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目北農ビル
TEL. (011) 222-3301 FAX. (011) 222-3304

工場：釧路西港工場・旭川工場・苫小牧工場
帯広工場・北見工場

最近食べた いちばんおいしいものって 何ですか。



旅先で出会った郷土料理を思い浮かべる人。今日の朝ごはん、と即答する人。あるいは、家庭菜園の手づくり野菜だったり。「いちばんのおいしさ」は人それぞれですが、ホクレンにもおいしさへのこだわりがあります。どんなに時代が変わっても、クリーンな自然環境とこの豊かな大地に根ざし、安全で安心なおいしさをお届けすること。「いちばんのおいしさ」のために今日も一生懸命。北海道のホクレンです。

